

令和6年度 指定管理業務の評価結果【目次】

施設名	ページ数
アイランドハウスいえしま荘	1
楽寿園	4
市民会館	6
飾磨、広畑、網干市民センター	8
西、東、灘市民センター	1 1
高岡、勝原、北部市民センター	1 4
城乾、中央、大的市民センター	1 7
花の北市民広場	2 0
家島交流センター	2 2
網干環境楽習センター	2 4
網干健康増進センター	2 7
仁色ふるさと農園	2 9
南恒屋ふれあい農園	3 1
夢さき夢のさと	3 3
はやしだ交流センター	3 5
林田チャレンジ農園	3 7
石倉峯相の里	3 9
グリーンステーション鹿ヶ壺	4 1
すこやかセンター	4 4
休日・夜間急病センター	4 7
ぼうぜ医院	4 9
障害者施設（7施設）	5 1
夢前福祉センター	5 5
ふれあいの郷養護老人ホーム	5 7
宿泊型児童館	5 9
広畑児童センター	6 1
網干児童センター	6 3
安室児童センター	6 5
飾磨、東、面白山児童センター	6 7
東光、北、灘児童センター	6 9
書写山観光施設	7 1

施設名	ページ数
文化コンベンションセンター及びキャスティ 2 1 公園	7 3
姫路キャスパホール	7 6
姫路市民プラザ	7 8
姫路城西御屋敷跡庭園好古園	8 0
体育施設（1 3 施設）	8 2
田寺、網干、広畑テニスコート	8 5
飾磨体育館	8 7
夢前、香寺総合公園、安富スポーツセンター	8 9
香寺温水プール	9 2
家島 B & G 海洋センター外 3 施設	9 4
手柄山温室植物園	9 7
姫路みなとドーム	9 9
勤労市民会館	1 0 1
キャスパ地下駐車場	1 0 4
大手前地下駐車場	1 0 6
自転車等駐車場（4 施設）	1 0 8
自然観察の森	1 1 0
桜山公園	1 1 2
図書館分館、ホール（8 施設）	1 1 4
広畑トレーニングルーム	1 1 6

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	アイランドハウスいえしま荘
所 在 地	姫路市家島町真浦1533番地30
担 当 課	市民局市民生活部家島事務所
設 置 目 的	本市の観光の振興を図り、市民の健康と福祉を増進する。
主 要 施 設	1階 ホール、厨房、配膳室、座敷コーナー、喫茶コーナー、浴室（男・女）更衣室、事務室 2階 大広間（24帖×2）、宿泊室（20帖）4室、配膳室、リネン室
開 館 時 間	・宿泊使用 ア 和室：午後3時30分から翌日午前9時30分まで （1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降：午前9時30分から翌日午前9時30分） イ 浴室：午前6時から午前9時及び午後4時から午後11時まで ・占用使用 ア 和室：午前10時から午後3時まで イ 大広間：午前9時から午後9時まで
休 館 日	・火曜日（ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日（火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。） ・12月29日から翌年1月3日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	有限会社 おおだて
指 定 期 間	平成 31年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日
管理運営業務	・アイランドハウスいえしま荘条例第3条各号に規定する事業を行うこと。 宿泊使用：宿泊して和室及び浴室を使用すること。 占用使用：和室又は大広間を独占して使用すること。 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・いえしま荘の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、いえしま荘の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	年間 4,314,200円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
宿泊利用	193回	12.3%	633人	
占用利用 (和室)	0回		0人	
占用利用 (大広間)	34回		380人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年2月26日 <評価理由と指導・改善状況等> (③)、(⑥)については、自主事業が一部実施できなかったことからB評価とした。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

- ・リピーターの方も複数おられ、特に魚料理の評価が高い。
- ・また、家島を訪れたいとの意見もあり、満足度が高いことが伺える意見も複数ある。
- ・概ね、高い評価を得ているものと思われる。

6 総合評価

- ・令和4年度はコロナ禍からの回復が見られ、令和5年度もその傾向が続くと予想されましたが、利用状況については特に宿泊者数が予想を下回る結果となりました。
- ・令和6年度は利用人数が多少持ち直しましたが、指定管理の最終年度であるため施設への投資が難しい状況でした。それでも、何とか最後まで運営を続けていただきました。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	楽寿園
所 在 地	梅ヶ谷町17番50号
担 当 課	健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者政策課
設 置 目 的	老人に対して、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
主 要 施 設	健康増進室、浴場、健康相談室、会議室兼図書室、食堂、大広間、多目的室、会議室、教養娯楽室
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	(1) 日曜日及び休日 (2) 12月28日から同月31日まで及び1月2日から同月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと ・社会福祉法第2条第3項第4号に定める事業を行うこと ・生活相談に関すること ・健康相談に関すること ・機能回復訓練の実施に関すること ・教養講座等の実施に関すること ・レクリエーションの提供に関すること ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	30,637,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
施設全体 (部屋ごとの 利用ではな い)	290回		41,791人	一般登園と老人クラブ による校区登園がある。

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月16日、令和6年8月22日、令和6年12月18日 <評価理由と指導・改善状況等> 施設の管理体制を十分に確保するとともに事業計画を実施し、また、利用者に対しても適宜対応しているため。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1月から2月にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した結果、施設全体の評価は「満足」「どちらかといえば満足」が93%、職員の対応については「満足」「どちらかといえば満足」が95%との回答を得ており、利用者の満足度は非常に高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等から、利用者の満足度も高く、来館者への丁寧な対応、安全管理等を行っている判断できる。

また、教育や研修を積極的に取り入れ、職員のスキルアップ及び意識の向上に努めるとともに、会社内での自己点検評価（セルフモニタリング）も実施しており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市市民会館
所 在 地	姫路市総社本町112番地
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と知性教養の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与すること。
主 要 施 設	大ホール、楽屋、展示室、会議室、和室、特別教室
開 館 時 間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	12月28日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （3年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・会館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・会館の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	181,884,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	383回	36.9%	64,406人	
楽屋	859回	27.6%	5,815人	
展示室	266回	25.6%	6,123人	
会議室	3,606回	31.6%	90,992人	
和室	569回	27.4%	5,467人	
教室	1,028回	49.5%	23,831人	
特別教室	935回	22.5%	14,314人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月22日、令和6年9月12日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月10日から3月9日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応について、「大変良い」が56%、「良い」が36%、全体的な評価については、「大変良い」が36%、「良い」が42%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、トイレの洋式化、Wi-Fi設備の設置、設備備品の更新、駐車台数の増加等を望む意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 施設の修繕を適切に実施し、施設的良好な維持管理に努めている。また、積極的に各種教養講座のPRを行うなど、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（3施設）
所 在 地	姫路市飾磨区玉地一丁目27番地（飾磨市民センター） 姫路市広畑区正門通一丁目7番地3（広畑市民センター） 姫路市網干区垣内中町120番地（網干市民センター）
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	12月28日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・姫路NPOグループ共同事業体
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	107,889,340円

3 施設の利用状況

(1) 飾磨市民センター（姫路市飾磨区玉地一丁目27番地）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	572回	54.2%	18,538人	
展示室	141回	13.4%	1,196人	
会議室	3,233回	61.2%	25,680人	
和室	719回	17.0%	4,143人	
特別教室	115回	10.9%	1,224人	

(2) 広畑市民センター（姫路市広畑区正門通一丁目7番地3）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	496回	47.0%	12,528人	
展示室	581回	27.5%	7,350人	
会議室	2,151回	50.9%	31,094人	
和室	1,040回	24.6%	15,099人	
教室	659回	31.2%	8,984人	
特別教室	1,465回	27.7%	22,457人	

(3) 網干市民センター（姫路市網干区垣内中町120番地）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	439回	41.6%	18,561人	
展示室	997回	47.2%	16,627人	
会議室	1,539回	48.6%	15,126人	
和室	795回	25.1%	6,127人	
教室	1,077回	51.0%	11,059人	
特別教室	557回	17.6%	7,049人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月12日、令和6年8月23日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月1日から令和7年1月10日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。

職員の受付対応については、「良い」が81%であり、施設の利用しやすさについては、「満足」が54%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

一方で、設備の修繕、備品の更新、ウォシュレットの設置、Wi-Fi設備の設置、駐車台数の増加等を望む意見があった。

6 総合評価

アンケート調査結果等から、施設の管理運営等はおおむね適切に実施できていると判断できる。
また、自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座等を開催している他、自動販売機の設置によりサービスの質の向上に努めている。これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営等は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（3施設）
所 在 地	姫路市飾西728番地5（西市民センター） 姫路市花田町加納原田888番地1（東市民センター） 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地（灘市民センター）
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	・全ての施設 12月28日から翌年1月3日まで ・灘市民センター以外 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ・姫路CS共同事業体
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	92,570,818円

3 施設の利用状況

(1) 西市民センター（姫路市飾西728番地5）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	300回	32.7%	13,377人	
会議室	585回	63.7%	10,371人	
和室	589回	21.4%	8,028人	
教室	409回	44.6%	4,585人	
特別教室	693回	25.2%	8,354人	

(2) 東市民センター（姫路市花田町加納原田888番地1）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	376回	41.0%	16,749人	
展示室	472回	51.4%	9,735人	
会議室	1,417回	38.6%	22,157人	
和室	486回	17.6%	5,057人	
教室	234回	25.5%	3,560人	
特別教室	494回	17.9%	7,976人	

(3) 灘市民センター（姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	566回	53.6%	25,531人	
展示室	247回	23.4%	8,276人	
会議室	1,540回	48.6%	27,759人	
和室	1,034回	32.6%	10,273人	
教室	621回	29.4%	8,701人	
特別教室	564回	17.8%	8,012人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年8月23日、令和6年11月22日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月1日から令和7年1月10日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。

職員の受付対応については、「良い」が66%であり、施設の利用しやすさについては、「満足」が55%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

一方で、トイレの洋式化、備品の更新、Wi-Fi設備の設置、駐車台数の増加等を望む意見があった。

6 総合評価

アンケート調査結果等から、施設の管理運営等が適切に実施できていると判断できる。

また、自主事業として、気軽にモノ作り体験ができるクラフトバンドを開催している他、自動販売機の設置によりサービスの質の向上に努めている。これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営等は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（3施設）
所 在 地	姫路市東今宿五丁目3番20号（高岡市民センター） 姫路市勝原区丁743番地（勝原市民センター） 姫路市夢前町前之庄2160番地（北部市民センター）
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	・12月28日から翌年1月3日まで ・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社ビケンテクノ
指 定 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	55,295,277円

3 施設の利用状況

(1) 高岡市民センター（姫路市東今宿五丁目3番20号）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	2, 480回	54.0%	20, 453人	
和室	257回	28.0%	2, 119人	
教室	853回	46.5%	9, 395人	

(2) 勝原市民センター（姫路市勝原区丁743番地）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	1, 060回	28.9%	18, 650人	
和室	179回	19.5%	788人	
教室	440回	47.9%	7, 464人	

(3) 北部市民センター（姫路市夢前町前之庄2160番地）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	67回	7.3%	11, 570人	
楽屋	92回	10.0%	1, 233人	
会議室	349回	19.0%	3, 767人	
教室	577回	10.5%	12, 838人	
特別教室	413回	15.0%	3, 588人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年5月9日、令和6年12月10日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年1月10日から2月11日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。職員対応については、「大変良い」が52%、「良い」が34%であり、全体的な評価については、「満足」が60%、「やや満足」が19%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

一方で、椅子等備品類の更新、Wi-Fiの設置、駐車台数の増加等を望む意見があった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営等が実施されていると判断できる。

施設の修繕を適切に実施し、施設の良好な維持管理に努めている。また、自主事業として、ペットボトルボーリング大会等の交流の場をつくるイベントの開催や自動販売機の設置等によりサービスの質の向上に努めている。

これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（3施設）
所 在 地	姫路市南八代町6番1号（城乾市民センター） 姫路市本町68番地68（中央市民センター） 姫路市大塩町2211番地5（大的市民センター）
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	・12月28日から翌年1月3日まで ・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （3年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	70,558,898円

3 施設の利用状況

(1) 城乾市民センター（姫路市南八代町6番1号）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	368回	40.1%	4,480人	
和室	336回	18.3%	1,924人	
教室	342回	37.3%	2,871人	
特別教室	48回	5.2%	692人	

(2) 中央市民センター（姫路市本町68番地68）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	799回	29.0%	7,668人	
和室	224回	12.2%	1,215人	

(3) 大の市民センター（姫路市大塩町2211番地5）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	215回	23.4%	6,852人	
和室	471回	25.7%	5,781人	
教室	374回	20.4%	4,519人	
特別教室	91回	9.9%	1,640人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月12日、令和7年1月23日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月10日から3月9日かけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応については、「大変良い」が59%、「良い」が35%であり、全体的な評価については、「大変良い」が42%、「良い」が46%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、トイレの洋式化、駐車台数の増加等を望む意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 施設の修繕を適切に実施し、施設的良好な維持管理に努めている。また、自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座等を開催しており、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市花の北市民広場
所 在 地	姫路市増位新町二丁目12番地
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の生活文化と教養知性の向上及び市民の親和連帯とコミュニティ活動の推進を図り、もって市民福祉の増強に寄与する。
主 要 施 設	大ホール、楽屋、展示室、会議室、和室、特別教室
開 館 時 間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	12月28日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （3年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・花北広場の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、花北広場の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	92,192,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	524回	49.1%	31,713人	
楽屋	229回	10.7%	3,275人	
展示室	326回	30.5%	4,978人	
会議室	4,071回	47.6%	53,893人	
和室	1,376回	32.2%	8,505人	
特別教室	1,679回	26.2%	17,690人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月25日、令和7年1月16日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月10日から3月9日かけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応については、「大変良い」が61%、「良い」が26%であり、全体的な評価については、「大変良い」が24%、「良い」が52%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、ウォシュレットの設置、駐車台数の増加、Wi-Fi設備の設置等を望む意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座を開催するなど、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立家島交流センター
所 在 地	姫路市家島町宮1410番地12
担 当 課	市民局市民参画部市民活動推進課
設 置 目 的	市民の世代間の交流を育む活動の促進並びに教養の向上及び健康の増進を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを支援する
主 要 施 設	フリースペース、集会室、調理室、多目的室、和室
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・12月28日から翌年1月3日まで ・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	いえしまコンシェルジュ株式会社
指 定 期 間	令和6年10月1日 ～ 令和11年3月31日
管理運営業務	・姫路市立家島交流センター条例第3条各号に規定する事業 ・世代間の交流促進の場を提供し、交流を育む活動を支援すること。 ・市民の教養の向上及び健康の増進を図ること。 ・高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。 ・その他、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	10,521,888円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
集会室1	167回	18.6%	740人	
集会室2	195回	21.7%	717人	
調理室	209回	23.3%	715人	
多目的室1	309回	34.4%	904人	
多目的室2	47回	5.2%	185人	
和室	56回	6.2%	213人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年10月21日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月17日から3月17日かけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の対応については、「満足」が82%、「どちらかといえば満足」が15%であり、全体的な評価については、「満足」が78%、「どちらかといえば満足」が15%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 自主事業として、家島の特産品販売を行うなど、利用者増に向けた工夫を凝らしており、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干環境楽習センター
所 在 地	姫路市網干区網干浜4番地1
担 当 課	農林水産環境局 美化部 エコパークあぼし
設 置 目 的	廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用について体験し、楽しく学ぶことを通じて、環境への負荷の低減に関する市民意識の向上及び市民の自主的な活動を促進する。
主 要 施 設	1階 展示スペース、自転車工房、木工工房 2階 大会議室、ミニシアター、多目的工房、ガラス工房 屋外 芝生広場
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌平日） ・12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	NPO法人あぼしまちコミュニケーション
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市立網干環境楽習センター条例第3条各号に規定する事業 ・廃棄物の発生の抑制等に関する体験講座等を開催すること。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進のための啓発活動を行うこと。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進に関する調査及び研究を行うこと。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進に関する活動の場を提供すること。 ・再生品の展示及び提供に関すること。 ・その他、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収及び減免に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	49,811,555円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
めぐりルート	6, 8 7 8 人	
大会議室	6, 4 9 6 人	有料 5 5 5 人
多目的工房 (布工房、水工房等)	7 0 7 人	有料 2 2 4 人
リサイクル教室	3 6 2 人	
来館のみ	3, 5 7 8 人	大会議室・多目的工房利用者 4 7 2 人

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年7月25日 上記のほか、毎月の月例報告の際に業務内容のヒアリングを行っている。 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1年を通じて、来館者を対象にアンケート調査を実施した。
 ほとんどの来館者から、施設運営やスタッフの対応について「十分満足」との回答を得た。
 また、85%の来館者から「是非、再度利用したい」との回答も得ており、利用者の満足度は高いと評価できる。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果から、網干環境楽習センターの施設を十分に活用し、適切に事業を実施していることがうかがえる。

また、利用者へのスタッフの対応も分かりやすく丁寧で、幅広い層の利用者から高評価を得ており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干健康増進センター
所 在 地	姫路市網干区網干浜4番地1
担 当 課	農林水産局 美化部 エコパークあぼし
設 置 目 的	エコパークあぼしのごみ焼却施設から発生する熱エネルギーの有効利用を図るとともに、市民に健康づくりとやすらぎの場を提供する。
主 要 施 設	1階 温水プール(25m:6コース)、トレーニングジム、スタジオ、多目的室 2階 温浴施設 屋外 グラウンドゴルフ場、足湯
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	・水曜日(水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌平日) ・12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指定管理者	オーエンス・NTTファシリティーズグループ共同事業体
指 定 期 間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日
管理運営業務	・姫路市立網干健康増進センター条例第3条各号に規定する事業 ・温水プール、グラウンドゴルフ場その他のスポーツ施設及び温浴施設を運営すること。 ・健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 ・前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関する業務 ・利用料金の徴収及び減免及び還付に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理業務
指定管理料	59,638,000円(利用料金制)

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
温浴施設	62,518人	
温水プール	39,363人	
トレーニングジム	12,909人	
グラウンドゴルフ場	8,093人	
その他利用	15,731人	教室、多目的室、セット

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年1月10日 上記のほか、毎月の月例報告の際に業務内容のヒアリングを行っている。 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年11月1日～12月28日にかけて、アンケート調査を実施した。 総合的な満足度（満足とやや満足の割合）は95.8%であり、昨年度の同種調査結果よりも良好な結果であった。 施設や設備について、プールや空調の温度について指摘する意見があり、温度設定の見直しや設備の修繕等を適切に行う必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、利用者サービスは適切に提供できていると判断できる。 また、自主事業として多種多様な教室を開催するなど利用者増に向けた工夫を凝らしており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市仁色ふるさと農園
所 在 地	姫路市船津町4468番地1
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	①農地（占用施設） 202区画／約35m ² ②果樹園 約1,000m ² （すもも他植栽） ③管理棟 木造平屋建 延床面積137.18m ² ④農機具収納庫 木造平屋建 延床面積72.20m ² ⑤駐車場 560m ² ／22台 ⑥あずま屋 1棟 ⑦芝生広場 489.34m ²
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 4月1日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時から午後5時まで
休 館 日	附帯施設 12月28日から翌年1月5日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	仁色地域営農生産組合
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第2条の2第1号及び第3号に掲げる事業を行うこと ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	1,700,000円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	61区画／202区画	令和7年3月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月8日、5月10日、6月6日、7月4日、8月5日、9月5日、10月4日、11月5日、12月6日、令和7年1月8日、2月5日、3月7日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月25日から同年3月31日まで農園利用者を対象にアンケートを実施し、45人中12人から回答を得た。施設管理者の対応・安全対策についておおむね良好な回答を得た一方で、農機具倉庫の使い方や夏場の水不足に対する意見要望も見受けられた。

秋に実施したサツマイモの収穫体験イベントにおいて、参加者からは良好な評価を得ており、サツマイモの植えや水やりの体験を行いたいという声もあった。

6 総合評価

管理棟や農具倉庫等の共用部分や空き区画の管理など、適切な施設管理・運営が行われている。また、新規入園者へのフォローや入園者とのコミュニケーションにより、良好な施設管理が行われている。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市南恒屋ふれあい農園
所 在 地	姫路市香寺町恒屋551番地17
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	① 農地（占用施設） 普通農園A 約30㎡（82区画） 普通農園B 約50㎡（13区画） プランター農園 約 2㎡（ 6区画） ログハウス付き農園 約50㎡（10区画） ② 管理棟 木造平屋建 延床面積 218.32㎡ ③ 駐車場 第1駐車場 640㎡／22台 第2駐車場 500㎡／23台 ④ 休憩所（あづまや、パーゴラ） 3箇所
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 4月1日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時から午後5時まで
休 館 日	附帯施設 12月28日から翌年1月5日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	南恒屋ふれあい農園管理組合
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第2条の2第1号及び第3号に掲げる事業を行うこと { ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	2,744,000円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	66区画／101区画	令和7年3月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月8日、5月10日、6月4日、7月4日、8月5日、9月5日、10月4日、11月5日、12月6日、令和7年1月8日、2月5日、3月7日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月25日から同年3月31日まで農園利用者を対象にアンケートを実施し、47人中6人から回答を得た。施設管理者の対応・施設設備の管理・安全対策についておおむね良好な回答を得た。

6 総合評価

管理棟や農具倉庫等の共用部分や空き区画の管理など、適切な施設管理・運営が行われている。また、新規入園者へのフォローも適宜実施しており、良好な施設管理が行われている。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市夢さき夢のさと
所 在 地	姫路市夢前町神種1281番地2
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	豊かな自然や景観を生かし、市民に憩いの場を提供するとともに、地域農業の振興と地域の活性化を図る。
主 要 施 設	・夢やかた1棟534.1㎡ ・管理棟18.63㎡ ・コテージ6棟331.2㎡（1棟55.2㎡） ・水車小屋1棟14.4㎡ ・農作業管理休養施設1棟50.4㎡ ・第1駐車場2,885㎡/100台 ・第2駐車場2,930㎡/50台 ・敷地総面積 約45,000㎡（農地含む）
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	月曜日（月曜日が祝日に当たるときは、その翌日） 12月29日から翌年1月2日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	有限会社夢前夢工房
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日
管理運営業務	・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・夢のさとの施設及び設備の維持管理を行うこと ・姫路市夢さき夢のさと条例第3条各号に掲げる事業 ・農産物の加工を体験する場を提供すること ・農村環境や自然学習のための宿泊の場を提供すること ・夢のさとの設置の目的を達成するために必要な事業 ・夢のさとの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	18,480,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	備 考
コテージ宿泊	124件	
コテージ休憩	61時間	
そば道場	829人	
研修室	8時間	

	利用回数	備 考
加工室	0 時間	
シャワールーム	5 4 3 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	B
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月11日、8月9日、令和7年1月22日 <評価理由と指導・改善状況等> ⑩使用料の納付漏れ及び納付遅延があったため、今後は期限内の納付を徹底するよう指導した。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

コテージ内設備の老朽化や屋外トイレに関する要望・意見も見受けられる一方で、職員の対応についてはおおむね良好な評価を得ている。

6 総合評価

管理運営および利用者へのサービスについては良好な状態を維持しており、レストランや物販をはじめとした自主事業についても工夫を加えながら実施されている。設備の不具合等へもおおむね適切に対応しており、指定管理者としての責務は十分果たしているものと評価できる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市はやしだ交流センター
所 在 地	姫路市林田町口佐見386番地
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	地域資源を活用し、市民の交流と健康の増進を図るとともに、地域農業の振興に資する。
主 要 施 設	交流施設 1,264m ² 農産物直売所 110m ² ふれあい広場 2,500m ² 憩いの広場 800m ² 駐車場 普通車用 90台、身障者用2台、マイクロバス用 2台
開 館 時 間	温浴施設 10時～21時30分 農産物直売所 9時～17時 その他 9時～21時
休 館 日	木曜日（木曜日が祝日に当たるときはその翌日）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	林田地域振興組合
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・使用許可等に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・センターの施設及び設備の維持管理を行う事 ・姫路市はやしだ交流センター条例第3条各号に掲げる事業 - 温浴施設を運営すること - 地元で生産された農産物等を販売する場を提供すること - センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	30,852,688円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
温浴施設	102,400人	
多目的室	2,876人	
談話室	1,217人	
調理実習室	218人	

	利用人数	備 考
ふれあい広場	6, 5 1 6 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年5月20日、8月7日、11月27日、令和7年1月23日、3月13日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

通年でアンケートを実施した。更衣ロッカーに対する苦情、利用客のマナー違反等に関する意見があった一方で、気持ちよく施設を利用したという良好な意見も見られた。

6 総合評価

利用者へのサービスを良好な状態に維持し、施設の設備に関するメンテナンスもおおむね適切に行われていることから、適切に施設管理されていると認められる。

イベントや自主事業など、利用者数の増加に向けた取り組みを続けており、総じて指定管理者としての責務は十分果たしているものと評価できる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市林田チャレンジ農園
所 在 地	姫路市林田町口佐見380番地2
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	① 農地（占用施設） 普通農園 約 35㎡（30区画） 栽培講習付き農園 露地 約100㎡（6区画） ビニールハウス 約175㎡（6区画） ② 管理棟 木造平屋建 延床面積 107.45㎡ ③ 駐車場 147.50㎡／11台
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 4月1日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時から午後5時まで
休 館 日	附帯施設 12月28日から翌年1月5日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	林田地域振興組合
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第2条の2第1号及び第3号に掲げる事業を行うこと ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	2,353,620円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	32区画／36区画	令和7年3月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月19日、11月14日、令和7年3月24日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和2年に新設した施設であるため、不具合等特になく、普通農園区画・栽培講習付き農園区画とも満足度は高い。また、市の職員が栽培講習で定期的に農園を訪れるため、利用者が職員に対して質問等しやすい環境である。

6 総合評価

利用者へのサービスについて、良好な状態を維持するための努力がみられ、トラブルには適時適切に対応できている。また、近接する「はやしだ交流センター」との合同イベントを実施するなど、利用者の満足度向上だけでなく、地域住民との交流が行えるような運営がなされている。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市石倉峯相の里
所 在 地	姫路市石倉961番地の3
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	良好な自然環境を活用し、市民に憩いの場を提供するとともに、地域の特産物を用いた市民交流を通じて地域の活性化を図る。
主 要 施 設	管理・研修棟 150.18㎡ 農家風休憩舎 71.27㎡ 芝生広場 約1,800㎡ 駐車場 普通車用 32台、大型車用 2台
開 館 時 間	9時～17時（4月～9月）、10時～16時（10月～3月）
休 館 日	月曜日（月曜日が祝日に当たるときはその翌日） 12月28日～翌年1月3日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	特定非営利活動法人 石倉企画
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日
管理運営業務	・石倉峯相の里の施設等の維持及び管理を行うこと ・姫路市石倉峯相の里条例第3条各号に掲げる事業を行うこと ・自然体験の場を提供すること ・農林業体験の支援を行うこと ・地域の特産物に関する講演会、研修会及び講座を開催すること ・石倉峯相の里の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと ・石倉峯相の里の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	4,755,000円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
施設利用者数	9,925人	
イベント等参加者数	6,142人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月5日、10月15日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

職員の対応や施設の管理及び安全対策について、良好な評価を得ている。 また、実地調査等においても、芝生や樹木等について、きめ細やかな管理が行われていることを確認しており、利用者が満足できるよう適切な施設管理が実施されている。

6 総合評価

幅広い世代が施設の利用を行えるよう、定期的に様々なテーマのイベントが開催されている。 芝生や植栽等の管理、施設の維持・管理が適切に行われており、指定管理者としての責務を十分に果たしているものと評価できる。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺
所 在 地	姫路市安富町関775番地
担 当 課	農林水産環境局 農林水産部 北部農林事務所
設 置 目 的	豊かな自然環境の中で、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、地域資源を活用した産業振興及び地域の活性化に資するため、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺を設置する。
主 要 施 設	ふれあい交流センター、鹿ケ壺ふれあいの館、コテージ、キャンプ場、オートキャンプ場
開 館 時 間	ふれあい交流センター、鹿ケ壺ふれあいの館 午前10時から午後9時まで コテージ (宿泊利用) 午後3時から翌日午前10時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで (休憩利用) 午前10時から午後3時まで キャンプ場 午後2時から翌日午後1時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午後1時から翌日午後1時まで オートキャンプ場 (宿泊利用) 午後2時から翌日午後1時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午後1時から翌日午後1時まで (デイキャンプ利用) 午前10時から午後5時まで
休 館 日	(1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指定管理者	やすとみ人と自然との交流促進委員会
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
管理運営業務	・ 使用許可に関すること。 ・ 姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例第 2 4 条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。 ・ グリーンステーション鹿ケ壺の施設の維持管理を行うこと。 ・ その他グリーンステーション鹿ケ壺の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	7, 190, 000 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ふれあい交流センター	314 回	100.0%	15,955 人	分母（営業日数 314 日）
バーベキュー棟	351 回	14.0%	2,093 人	分母（8 基×314 日）
コテージ	758 回	16.1%	3,984 人	分母（15 戸×314 日）
キャンプ場	516 回	5.4%	2,207 人	分母（30 組×314 日）
オートキャンプ場	456 回	11.2%	1,506 人	分母（13 台×314 日）
ふれあいの館	44 回	14.0%	2,250 人	分母（営業日数 314 日）

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・ 法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・ 平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・ 事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・ 施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・ 施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・ 提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	B
	・ 利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・ 環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・ 地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年5月28日、9月9日、10月31日、11月11日、12月25日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑥) 集落住民の高齢化、立地条件等が重なり慢性的な人手不足となっているため、余力のない状態に陥ってしまっている。令和8年度からは民間事業者による経営に移行する。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

例年同様夏季に、利用者を対象にアンケート調査を実施した。回答数が少ないものの、職員の対応やサービスについては概ね「満足」、「やや満足」との回答を得ており、利用者の満足度は高いと評価できる。利用状況は、リピーターが多くを占め、市内を含む県内からの利用が多い。年齢層は30歳代及び60歳代以上が中心で、家族、友人による利用が主である。「近い」、「自然が豊か」が施設の選択理由にあがっていることから、家族、友人グループが近郊で手軽に野外活動を楽しむことのできる施設として認識されているものと思われる。また、施設の清潔度については、無回答が多い点が気になるが、有効回答においては、ほぼ全ての利用者から「普通」以上の回答を得ており、概ね良好に管理できていると判断する。

6 総合評価

利用者サービスは概ね適切に提供できており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

一方で、令和5年度より、従業員の賃金を賄うため指定管理料を増額したが、慢性的な人手不足は続いており、より一層の利用者サービスの充実を目指すことが困難となっている。

なお、令和8年度より公の施設としては廃止となり、民間事業者による経営に移行する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市すこやかセンター
所 在 地	姫路市市之郷1006番地8
担 当 課	健康福祉局 福祉総務部 地域福祉課
設 置 目 的	市民の健康づくり及び子育て並びに高齢者の生きがいづくりを支援することにより、すこやかにいきいきと暮らせる社会の形成を図り、もって市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	1階 健康づくり施設 運動フロア、温水プール、トレーニングルーム 2階 老人福祉センター 多目的ホール、大広間、和室 3階 子育て支援施設 保育室
開 館 時 間	健康づくり施設 午前9時から午後9時（日祝日は午後6時まで） 老人福祉センター、子育て支援施設 午前9時から午後5時まで （老人福祉センターの学習室、多目的ホール、いきいきグラウンドは午後5時から午後9時まで一般利用可能）
休 館 日	健康づくり施設 水曜日（祝日を除く）12月28日～1月4日 老人福祉センター水曜日（祝日を除く）12月28日～1月4日 子育て支援施設 土・日・祝 12月28日～1月4日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	姫路えがおづくりパートナーズ
指 定 期 間	令和5年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日（5年間）
管 理 運 営 業 務	姫路市すこやかセンター条例第4条1号から第3号まで、第4号（市長が指定した者に限る）及び第8号に規定する事業を行うこと。 ・健康づくりの場を供与し、身体機能の維持及び増進を図ること。 ・健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第4号に掲げる老人福祉センターを経営する事業を行うこと。 ・高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。 ・センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 使用許可に関すること。 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 その他、センターの管理に関し市長が必要と認めるもの。
指 定 管 理 料	131,040,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
温水プール	306日	%	92,532人	
トレーニングジム	306日	%	54,262人	
老人福祉センター	306日	82 %	61,443人	
貸館	306日	22 %	8,806人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 毎月末 <評価理由と指導・改善状況等> ・提案のあった自主事業で、未実施のものがある		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年3月にかけて、96人を対象にアンケートを実施した。利用の際の手続きや申請の方法、係員のマナー・対応・説明については、半数以上で高い満足レベルの回答を得た。また、施設の使い方については、80パーセント以上が満足・普通という回答であった。改善点として、老朽化への対応、備品不足への対応、清掃の徹底、プログラム利用増の希望等の意見を得た。今後も、利用者の意見に対し、適時、適切な対応を行っていく必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等から、利用者へのサービスは概ね適切に提供できていると考えられる。施設の維持管理については、今後も日常点検の実施、設備の修繕など、適切な運営が行えるように努めていく。

また、自主事業として施設の設置目的に沿った教室等を開催し市民の生活文化の向上にも努めており、利用者の要望や苦情等に対しても適切に対応している。

アンケートの総合評価でも75%が是非利用したい・利用したいと答えており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。一方で、1週間あたりの利用が複数回にわたる利用者も多く、利用者の固定化が推測されることから、新しい利用者の獲得に向けた対策も求められる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市休日・夜間急病センター
所 在 地	姫路市西今宿三丁目7番21号
担 当 課	健康福祉局保健医療部地域医療課
設 置 目 的	市民の急病の医療需要に対し、その救急医療体制の確保及び充実に図り、市民の健康保持・増進及び福祉の向上に寄与するため、休日・夜間急病センターを設置する。
主 要 施 設	診察室・救急処置室・X線室・観察室・処置室・待合室・事務室・薬局
開 館 時 間	夜 間 午後9時から翌日午前6時まで（内科・小児科） 休日昼間 午前9時から午後6時まで（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	公益財団法人姫路市救急医療協会
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日
管理運営業務	指定管理業務 ・姫路市休日・夜間急病センター条例第3条に規定する診療 ・使用料及び手数料等の徴収 ・姫路市休日・夜間急病センターの施設及び設備の維持管理 ・その他施設の管理に付随する業務 その他の受託業務 ・姫路市救急医療電話相談事業委託業務 ・救急医療施設後送委託業務 ・救急医療従事者確保緊急対策事業委託業務 ・小児・周産期救急医療体制整備事業委託業務
指定管理料	508,563,398円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
内科・小児科	365回 (夜間)	100.0%	14,192人	診察室・待合室等
内科・小児科・ 眼科・耳鼻科	72回 (休日昼間)	100.0%	10,620人	診察室・待合室等

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年10月9日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

利用者アンケートを実施した結果、「職員の対応」・「施設内の清潔度」とともに利用者の約8割から、「満足」・「やや満足」という良好な結果が得られた。

また、過去に急病センターを2回以上受診されたことがある利用者からも、前回の利用時と比較して、約8割から、「満足」・「やや満足」という良好な結果が得られたことにより、施設は平等に利用され、かつ適正に管理運営されている。

6 総合評価

姫路市救急医療協会は、姫路市の救急医療施策を実現するため、姫路市医師会との共同出資により、姫路市休日・夜間急病センターの適正な管理を確保することを目的に設立された団体である。

昭和53年度の開設以来、協会は急病センターにおける診療業務の確保に尽力しており、施設の維持管理においても的確に対応している。同協会は、令和6年度においても姫路市の救急医療業務の重要な担い手として、急病センターを適正に管理運営していると評価できる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立ぼうぜ医院
所 在 地	姫路市家島町坊勢702番地238
担 当 課	健康福祉局保健医療部地域医療課
設 置 目 的	へき地、無医地区及び無医地区に準じた地区に設置し、地域医療の充実を図る。
主 要 施 設	診察室、待合室、点滴室、レントゲン室、リハビリ室、緊急外来室、事務室
開 館 時 間	月・火・水・金：午前9時～午前12時、午後3時～午後5時 木・土：午前9時～午前12時
休 館 日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	医療法人社団ぼうぜ医院
指 定 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）
管理運営業務	・ 姫路市立ぼうぜ医院条例第3条に規定する診療業務 ・ 第18条の利用料金の徴収及び減免に関する業務 ・ ぼうぜ医院の施設及び設備の維持管理業務 ・ その他、ぼうぜ医院の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	なし（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
内科・小児科	295回	100.0%	20,108人	診察室・待合室等

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・ 法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・ 平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・ 事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		A
	・ 施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・ 施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・ 提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		—
	・ 利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A
	・ 環境への配慮を行っているか (⑧)		A
	・ 地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)		A
安定した施設の管理	・ 運営体制と人員配置は適切か (⑩)		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・人材の育成体制は整備されているか (11)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (12)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (13)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (14)	A
<実地調査日> 令和6年11月22日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

利用者アンケートを実施した結果、「職員の対応」・「施設内の清潔度」とともに大半の利用者から、「満足」・「やや満足」という非常に良好な結果が得られた。

また、過去にぼうぜ医院を2回以上受診されたことがある利用者からも、前回の利用時と比較して、同じく利用者の大半から「満足」・「やや満足」という非常に良好な結果が得られたことにより、施設は平等に利用され、かつ適正に管理運営されている。

6 総合評価

医療法人社団ぼうぜ医院は、坊勢島内唯一の医療機関として、地域医療・へき地医療・救急医療など、当市の保健医療施策に対する貢献度が非常に高く、また、地域住民にとって不可欠な医療施設として非常に高い公共性を有している。

平成30年10月から新築移転した姫路市立ぼうぜ医院の指定管理者となっているが、引き続き同医院を適正に管理運営していると評価できる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	総合福祉通園センター所管の障害者施設（7施設）
所 在 地	姫路市保城309番地1（障害者支援センター） 姫路市打越1352番地6（かしのきの里） 姫路市書写台二丁目7番地1（書写障害者デイサービスセンター） 姫路市広畑区正門通三丁目2番地2（広畑障害者デイサービスセンター） 姫路市保城309番地1（在宅障害者デイ・サービスルーム） 姫路市増位新町二丁目37番地（障害者体育館、障害者やすらぎルーム）
担 当 課	健康福祉局 福祉総務部 総合福祉通園センター
設 置 目 的	障害者の方々の人格を尊重し、その人らしい生活を支援するため、障害を持った乳幼児から成人の方まで、それぞれのライフステージに必要な社会生活力を身につけるために、医療、保育、訓練、相談、生活支援等の専門的なサービスを総合的に提供する。
主 要 施 設	障害者支援センター、かしのきの里、書写障害者デイサービスセンター、広畑障害者デイサービスセンター、在宅障害者デイ・サービスルーム、障害者体育館、障害者やすらぎルーム
開 館 時 間	午前8時35分から午後5時20分
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、12月28日～31日及び1月2日～4日 （障害者体育館及び障害者やすらぎルームは、12月28日～1月4日の間）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和2年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日（5年間）
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・姫路市社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	655,527,461円

3 施設の利用状況

利 用 状 況	・ 障害者支援センター (自立訓練) 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：389人 給食数：368食 (就労移行支援) 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：831人 給食数：769食 アセスメント事業延利用人数：142人 (就労継続支援B型) 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：8,079人 給食数：7,361食 (生活介護) 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：8,139人 給食数：7,691食 ・ かのきの里（就労移行支援／就労継続支援B型／就労定着支援） (就労移行支援) 利用状況 開園日数：238日 延利用人数：545人 給食数：505食 アセスメント事業延利用人数：93人 (就労継続支援B型) 利用状況 開園日数：238日 延利用人数：4,630人 給食数：3,933食 (就労定着支援) 利用状況 契約者数：96人 ・ 書写障害者デイサービスセンター（生活介護） 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：3,205人 給食数：3,159食 延送迎利用人数：4,903人 延入浴利用人数：720人 ・ 広畑障害者デイサービスセンター（生活介護） 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：3,156人 給食数：2,999食 延送迎利用人数：5,655人 延入浴利用人数：900人 ・ 在宅障害者デイ・サービスルーム（地域活動支援センターⅡ型） 利用状況 開所日数：236日 延利用人数：1,814人 ・ 障害者体育館 利用状況 障害者：890件 その他：255件 計1,145件 延利用人数 障害者：11,013人 その他：4,996人 計16,009人 ・ 障害者やすらぎルーム（障害者一時保護施設） 利用状況 299件
---------	---

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	B
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月16日、5月21日、6月18日、7月16日、8月20日、9月11日、 10月15日、11月19日、12月17日、令和7年1月21日、2月18日、3月18日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑫) 車両の自損事故、就労事業の請負業務での器物破損などが少ないながら発生している。事後対応は適切に行っているが、事故等の発生予防に努めるよう指導した。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

全ての施設において、施設の維持管理及び利用者への職員対応について概ね好評価を得ている。全ての項目において、ほとんどの利用者が「普通（前年度と同じ）」以上の評価をしており、「やや不満」以下の評価は極一部であった。

その他意見として、利用者や家族に対する職員の対応や配慮について評価を記したものが複数あったが、年度替わりの職員配置の面についての不満や警報発令時の連絡体制について軽微な改善要望があった。

6 総合評価

職員一人一人が障害のある方が地域で充実した生活を送れるよう、提供するサービス内容を工夫し、生活支援、就労支援等を提供している。

また、公立施設としての責務を理解し、民間事業所では対応が困難な重度障害ケースにも積極的に関与し支援を行うなど、施設の役割を十分に果たしている。

総合福祉通園センターの方針である「障害種別に制約されない支援」、「施設の持つ専門機能の地域への展開」をよく理解し、「重度障害者への支援」、「関係機関との連携」「障害者雇用の促進」等

について実践できている。

ギリギリの職員体制の中、重度の障害を持つ方や強度行動障害の方など対応の難しいケースを受け入れるなど姫路市の障害福祉施策のセーフティネットの役割を果たしつつ、利用者が施設で生き生きと過ごせるよう支援を行っており、利用者アンケートにおいて、職員個々の対応に感謝をいただくなど良好な評価を得ている。

指定管理者として適正な管理運営を行っているとは評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立夢前福祉センター
所 在 地	姫路市夢前町前之庄2160番地
担 当 課	健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者政策課
設 置 目 的	市民の健康づくり及び高齢者の生きがいづくりを支援する。
主 要 施 設	健康づくり部門（プール、トレーニングルーム等） 老人福祉支援部門（多目的研修室、和室、会議室）
開 館 時 間	9：00～21：00
休 館 日	月曜日（祝日の場合は火曜日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社エヌ・エス・アイ
指 定 期 間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市立夢前福祉センター条例第4条各号に規定する事業 (1) 健康づくりの場を提供し、身体機能の維持及び増進を図ること。 (2) 健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 (3) 高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 (内容) 受付業務等、健康づくり指導等、使用許可及び使用料の徴収、設備管理、プールの衛生管理と水質検査、清掃、植栽の管理、修繕、警備、広報活動、その他施設の管理に付随する業務
指定管理料	62,501,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
プール	45,073回	—	45,073人	
トレーニングルーム	18,659回	—	18,659人	
多目的研修室	96回	—	2,059人	
和室	24回	—	473人	
会議室	78回	—	1,014人	

※利用率について、プール及びトレーニングルームは概念がないため、貸室は時間貸しのため算出できない

※多目的研修室の利用回数は、トレーニングルーム利用者向けのサービスプログラムによる利用を除く

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	B
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年10月12日 <評価理由と指導・改善状況等> (①)・法定点検で未実施のものがあるため、早急に実施するよう指示している ・施設紹介のホームページがウェブアクセシビリティ基準を満たしていないため、対応するよう指示している (④) 自主事業の充実等により、施設利用人数の増につなげている (⑥) 実施していない自主事業があった		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

利用者からは、設備やプログラムが充実しているため施設を利用しているとの意見が多い

6 総合評価

令和7年2月1日から令和7年2月28日の約一か月間に利用者アンケートを実施した。
その結果、「職員の対応」「サービス改善」「安全対策」は80%以上、「施設の清潔さ」は75%以上の利用者が「満足・ほぼ満足」と回答しており、概ね良好と判断する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム
所 在 地	姫路市船津町3263番地
担 当 課	健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者支援課
設 置 目 的	社会福祉法第2条第2項第3号に定める事業を行うことにより、老人福祉法により入所措置を受けた者を入所させ、その心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とする。
主 要 施 設	1階 事務室、集会室、食堂、浴室、居室 等 2階 談話室、居室 等
開 館 時 間	入所施設のため、閉館時間なし
休 館 日	入所施設のため、休館日なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
管理運営業務	・養護老人ホームの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉法人法第2条第2項第3号の定める事業を行うこと。 ・前掲のほか、養護老人ホームの施設の管理に関し市長が認めること。
指定管理料	360,638,613 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	— 回	— %	— 人	
多目的室	— 回	— %	— 人	
第1研修室	— 回	— %	— 人	
第2研修室	— 回	— %	— 人	
第1会議室	— 回	— %	— 人	
第2会議室	— 回	— %	— 人	

令和7年4月1日現在入所者数	119人（定員150人）
令和6年度新規入所者数	35人
令和6年度退所者数	28人

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	B
<実地調査日> 令和7年2月3日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑭) 施設内で個人情報書類の紛失が発生したため、立入検査を行った。指導内容に対する改善策や再発防止に向けた取組などの報告及び改善報告書の提出があった。現在は、マニュアルを作成のうえ定期的な研修を実施する等、個人情報の管理を徹底している。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月に実施したアンケート（対象者115名中111名回答／回収率97％）の結果、ほとんどの項目（職員の対応、居室環境、施設の清潔さ、安全対策）において「満足～普通」の回答が85％以上となっている。

食事面については、「満足～普通」の回答が79％で、メニューや量などを指摘する意見があり、入所者の様々なニーズに対応していく必要がある。

6 総合評価

本来の養護老人ホームでは支援の難しい要介護者が増加し、職員の負担が増加している中で、適切なサービス提供が行われており、私立養護老人ホームでは受け入れが困難な高齢者の対応についても迅速に対応ができています。

入所者一人ひとりの生活支援～施設管理まで幅広い業務を担っているが、突発的な問題発生時にも迅速かつ適切に対応できており、公立養護老人ホームの指定管理者として、十分な能力を有していると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市宿泊型児童館
所 在 地	姫路市青山1470番地24
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童、親子等が、豊かな自然の中で相互に交流を深めることにより、児童の健全な育成を図る。
主 要 施 設	占用施設（宿泊室・会議室・天文教室）、観測施設（天体観測室・屋外観測所等） 公開施設（遊戯室・トレーニングルーム・図書室・屋外劇場等） 附属利便施設（浴室）
開 館 時 間	占用施設：（宿泊室・宿泊使用）午後3時から翌日午前10時まで （ 〃 ・占用使用）午前10時から午後3時まで ※大広間は午後9時まで （会議室） 午前9時から午後9時まで （天文教室） 午前9時から午後10時まで 観測施設：市長が別に定める時間 公開施設：午前9時から午後5時まで 附属利便施設：午後4時から午後10時まで
休 館 日	・8月及び12月を除く毎月の第2水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその翌日（水曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	・姫路市宿泊型児童館条例（平成3年姫路市条例第25号。以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業を行うこと。 ・使用許可に関すること。 ・条例第26条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。 ・宿泊型児童館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、宿泊型児童館の管理運営に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	120,555,834円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
宿 泊	7, 6 8 0人	
児 童 厚 生	6 1, 5 9 3人	
天 体 観 測	2 0, 6 1 9人	
一 般 利 用	3 3, 7 9 3人	
合 計	1 2 3, 6 8 5人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月24日		
<評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

宿泊利用者を対象に通年でアンケート調査を実施した結果、部屋の清掃や天体観測会の内容などについて、9割以上が大満足・満足との回答であり、利用者の満足度は高いと評価できる。

児童厚生のイベントアンケートにおいてもスタッフの対応については、全ての方に「とてもよい」又は「よい」との回答をいただいております。自由意見欄においても、「先生方が優しく見守ってくれ、声をかけてくれてうれしい」「いつも笑顔で出迎えてくれる」「施設もすばらしく、スタッフの方も大変すばらしかった」などの意見があり、児童館の役割を良好に果たしている。

天体観測事業のイベントアンケートにおいても9割以上が「とても楽しい」「少し楽しい」との高評価をいただいております。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況やアンケート調査等から、利用者サービスは、適切に提供されており、施設運営は良好であると評価される。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立広畑児童センター
所 在 地	姫路市広畑区正門通一丁目7番地3
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人あいむ
指 定 期 間	令和2年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	20,052,251円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
広畑児童センター	35,453人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月26日、令和7年2月5日 <評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の応対・態度については、9割以上の方に「とても良い」又は「良い」と回答いただき、利用者の満足度が高いと評価できる。 自由意見欄においても、「いつも優しく声をかけてくれる」「職員の方も優しく施設も綺麗で安心して遊べる」「いつも工夫した遊びを考えてくれるのでありがたい」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からは、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。 なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。 これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干児童センター
所 在 地	姫路市網干区垣内中町120番地
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和2年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	19,148,850円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
網干児童センター	32,202人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年5月24日 <評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の応対・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。 自由意見欄においても、「スタッフの方達がいつも優しく接して下さる」「とても親切で子どもにもたくさん声をかけてくれる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。 一方、駐車場不足について意見もあった。 なお、アンケート実施後、要望等への回答を付記した集計結果を施設内に掲示している。
--

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。 なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。 これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立安室児童センター
所 在 地	姫路市田寺東二丁目7番13号
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和2年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	18,904,000円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
安室児童センター	34,325人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年5月30日 <評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の対応・態度については、9割以上の方に「とても良い」又は「良い」と回答いただき、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「先生方が、いつも優しく声掛けしてくれるので安心して遊べる」、「いつも親切で、子どもも伸び伸びと遊べて親子共々リフレッシュ出来る場所」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。

なお、アンケート実施後、要望等への回答を付記した集計結果を施設内に掲示している。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。

なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立飾磨児童センター等（3施設）
所 在 地	姫路市飾磨区細江2654番地（姫路市立飾磨児童センター） 姫路市花田町加納原田813番地（姫路市立東児童センター） 姫路市神子岡前三丁目8番1号（姫路市立面白山児童センター）
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	98,303,251円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
飾磨児童センター	36,833人	
東児童センター	37,382人	
面白山児童センター	32,280人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 飾磨 : 令和6年6月28日、 東: 令和6年7月2日、 面白山: 令和6年6月27日 <評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の応対・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「いつも優しく声掛けしてくれる」「子どもにも親にも笑顔で声をかけてくれる」「子どもの顔を覚えてくれていることがとても嬉しい」「スタッフの方々の対応が素晴らしいと感じる」など満足している意見が多く、児童センターの役割を良好に果たしている。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されていることがうかがえる。また、児童厚生員の資質向上にも継続して取り組んでおり、蓄積したノウハウを生かした事業展開を行っている。

他施設の指定管理者（神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体、社会福祉法人あいむ）との連携を図り、リーダーシップをとりながら、市内9児童センター全体のサービス向上のための調整を行う役割を担っている。

子育て相談にも積極的に取り組み、必要であれば保健センター等との連携も取れる流れを作っている。親子共の心の拠り所にもなりつつあると思われる。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立東光児童センター他（3施設）
所 在 地	姫路市幸町99番地1（姫路市立東光児童センター） 姫路市豊富町御蔭1110番地3（姫路市立北児童センター） 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地（姫路市立灘児童センター）
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第1事業の欄に掲げる社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	59,484,411円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
東光児童センター	34,217人	
北児童センター	16,901人	
灘児童センター	38,259人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 東光：令和6年5月23日、 北：令和6年5月29日 灘：令和7年1月17日 <評価理由と指導・改善状況等> 良好に管理運営が行われている。		

※市評価：S（特に良好）、A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の応対・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。 自由意見欄においても、「先生方が優しく温かく、安心して利用できる」、「親子のいやしの場になっている」、「いつも優しく接していただき、安心して子どもも遊ぶことができる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。 一方、東光は、駐車場不足について意見もあった。 なお、アンケート実施後には、要望等への回答を追加した集計を館内に掲示している。
--

6 総合評価

利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。 なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。 これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市書写山観光施設（書写山ロープウェイ）
所 在 地	姫路市書写1199番地2
担 当 課	観光経済局 観光コンベンション室
設 置 目 的	書写山山上への交通の利便を図ることにより、本市の観光の振興に寄与するため
主 要 施 設	索道施設、駐車場、山上展望台
開 館 時 間	午前8時30分から午後5時（時期・曜日により延長あり）
休 館 日	なし（冬期に整備のため運休あり。期間は不定。）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス株式会社
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市書写山観光施設条例第18条各号に規定する事業 ・ 索道の運行の管理及び索道施設の保守の管理に関すること。 ・ 索道の運転、点検、検査及び整備に関すること。 ・ 索道の乗車券の交付及び改札に関すること。 ・ 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。 ・ 観光施設の清掃、修繕その他施設及び設備の維持に関すること。 ・ 観光客の誘致、広報活動、警備、非常事態の対応等。
指定管理料	なし（利用料金制）

3 施設の利用状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	備 考
書写山ロープウェイ	300,803 人	323,768 人	255,959 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・ 法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目①）		A
	・ 平等な利用の確保のための取組が行われているか（②）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・ 事業計画の内容が適切に実施できているか（③）		A
	・ 施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（④）		B
	・ 施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（⑤）		A
	・ 提案にあった自主事業は適切に実施されたか（⑥）		A
	・ 利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（⑦）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	B
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	B
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年3月31日、4月15日 <評価理由と指導・改善状況等> (④) 自主事業を実施しているが、新規性・集客力に乏しいため、集客力のある自主事業（イベント）実施の意向を本社へ希望した。 (⑩・⑪) 施設や設備等に不具合が生じた際の報告が遅れることが何度もあったため注意した。また、令和7年度は定期的に関係者協議を行うなど、日ごろから情報共有を心掛けるよう促した。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月18日から1月19日にかけてロープウェイの利用者を対象にアンケート調査を実施した。回答における接客満足度は5点満点中4.42点と高く、また、施設清掃の面でも概ね清潔であるという回答が多かった。

自由意見では設備改善に関する内容や営業時間延長など早急に対応することが困難な内容もあったが、除菌スプレーの設置要望など実現可能な要望も見られた。

6 総合評価

アンケート結果から、施設利用における満足度は概ね良好である。

自主事業では山上展望デッキを活用して実施しているが、既存のイベントに頼っている状況である。このため、施設を利用したことがない方が来なくなるようなトレンドや話題性あるメニューや、利用したことがある方も再び利用したくなるような特別感あるメニューの企画などに努めるよう求めたい。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園
所 在 地	姫路市神屋町143番地2
担 当 課	観光経済局観光コンベンション室
設 置 目 的	多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の醸成並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちの賑わい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与する。
主 要 施 設	【ホール】大ホール（2,010席）、中ホール（693席）、小ホール（164席） 【スタジオ】メインスタジオ：約250㎡、大：約140㎡（1室）、中：約70㎡（2室）、小：約17㎡（3室） 【展示場】屋内展示場：約4,000㎡、屋外展示場（にぎわい広場）：約1,600㎡ 【会議室】多目的ホール（約690㎡、3分割可）、中会議室：約80㎡（4室）、特別会議室：約80㎡、小会議室：約35㎡（2室）
開 館 時 間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体
指 定 期 間	令和元年7月1日 ～ 令和8年3月31日
管理運営業務	① 姫路市文化コンベンションセンター条例第3条に規定する事業 ・ ホール、スタジオ、展示場、会議室その他の施設及び附属設備の提供に関する事 ・ 公演、展示会、会議その他の催事に係る企画及び運営、情報の収集及び発信並びに誘致に関する事 ・ 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ② 使用許可に関する事 ③ 使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ④ 施設及び設備の維持管理を行う事 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、センター及び公園の管理に関し、市長が必要と認める事
指定管理料	233,501,482 円 （利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	581回	58.2%	198,362人	
中ホール	551回	54.0%	54,994人	
小ホール	445回	43.3%	13,855人	
展示場	1,170回	37.7%	138,410人	屋外展示場を除く
会議室	4,278回	41.1%	44,947人	
スタジオ	8,379回	67.1%	55,656人	メインスタジオを除く

(利用回数、利用率は区分稼働率)

(利用人数は、スタジオを除き催事ごとの利用人数の合計)

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	B
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	B
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	B
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A

<実地調査日>

令和7年1月21日

<評価理由と指導・改善状況等>

(③・④・⑨・⑩)

【評価理由】

- ・事業計画に記載された関係団体等との連携・協働や広報・宣伝業務が一部未実施であった。(③)
- ・施設の情報発信として、事業計画にある広報宣伝業務について不十分な面が見受けられた。(④)
- ・事業計画にある関係団体等との連携協働に関する事業が不十分であった。(⑨)
- ・書類等の報告の遅延や不備が散見されるなど運営体制が一部不適切であった。(⑩)

【指導・改善状況】

- ・指定管理者との定例会議において改善を指導している。

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月から令和7年2月にかけて、ホール、会議室、展示場、スタジオの各主催者・利用者を対象にアンケート調査を実施した（計177件）。

施設利用者からは、施設や設備について9割以上から満足との回答が得られており評価できる。

一方で、アンケートの内容は集計に留まっており、今後は集計結果に基づく改善策の提案や分析を期待したい。

6 総合評価

施設開館4年目になり、安定した運営体制が維持されており、またアンケート調査等から、利用者サービスはおおむね適切に提供できていると判断できる。利用者からの意見を参考に、適宜施設運営や設備改良に反映させるなど施設運営の最適化に努めているほか、民間ノウハウを活かした積極的な誘致活動や教養講座等の自主事業を開催しており、施設の利用率向上や賑わい創出にも寄与している。

総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路キャスパホール
所 在 地	姫路市西駅前町88番地
担 当 課	観光経済局観光コンベンション室文化国際課
設 置 目 的	市民の芸術文化活動の振興と豊かな文化的市民生活の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール（331席、うち車椅子スペース3席）、楽屋（6室）、舞台（間口15m、奥行11m、高さ5.5m）、その他（ホワイエ、ロビー）
開 館 時 間	午前9時から午後10時
休 館 日	12月29日から翌年1月3日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	公益財団法人姫路市文化国際交流財団
指 定 期 間	令和6年 4月 1日 ～ 令和9年 3月 31日
管理運営業務	使用許可に関すること 使用料の徴収、減免及び還付に関すること キャスパホールの施設及び設備の維持管理を行うこと その他キャスパホールの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	64,994,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	436回	40.5%	33,924人	
多目的室	回	%	人	
第1研修室	回	%	人	
第2研修室	回	%	人	
第1会議室	回	%	人	
第2会議室	回	%	人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年4月4日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

2月～3月の2カ月間、利用者を対象にアンケート調査を実施した。 施設利用にかかる感想は、「非常に利用しやすい」「利用しやすい」が90%を超えており、職員の対応についても回答者の9割弱が「非常に良かった」「良かった」と回答するなど、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で使用申請をインターネットで行いたいという要望、管理者と利用者間における情報伝達に対する意見があった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、利用者サービスは適切に提供されていると判断できる。また、ウェブアクセシビリティに対応しながらキャスパホールのHPやSNSも適宜更新しており、利用者以外への広報も行えている。 また、市委託事業のほかにさまざまな文化事業を企画運営しており、施設の維持管理についても老朽箇所の点検・修理等を適切に実施している。 利用者の意見を反映し、適切な運営を行っていることから、指定管理者としての責務を果たしているといえる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市民プラザ
所 在 地	姫路市本町68番地290
担 当 課	観光経済局観光コンベンション室文化国際課
設 置 目 的	市民の文化及びスポーツ等の振興を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	姫路市民ギャラリー 姫路市民アリーナ
開 館 時 間	午前9時から午後9時
休 館 日	12月28日から翌年1月4日 イーグレひめじ臨時休館日（12月を除く各月に1日ずつ）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和7年 4月 1日 ～ 令和12年 3月 31日（5年間）
管理運営業務	使用許可に関すること 使用料の徴収、減免及び還付に関すること 市民プラザの施設及び設備の維持管理を行うこと その他市民プラザの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	27,283,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
展示室	903回	95%	70,046人	
アートホール	458回	69%	11,884人	
市民アリーナ	1,552回	99%	24,843人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年4月4日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アリーナ、展示室及びアートホールで2カ月間、利用者を対象にアンケート調査を実施した。 施設利用にかかる感想は、「非常に利用しやすい」「利用しやすい」が6割を超えており、職員の対応についても回答者の8割が「非常に良かった」「良かった」と回答するなど、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。また、次回も利用したいかとの問いに対しては、無回答を除く回答は全て「ぜひ利用したい」「利用したい」に固まっていた。 要望としては、駐車場料金の減免をしてほしい、付属設備予約手続きの簡略化、閉館時間の延長等の意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、利用者サービスは適切に提供されていると判断できる。ただ、駐車場料金の減免については継続して意見が出ている。 また、展覧会等の自主事業を開催しているほか、施設の維持管理についても老朽箇所の点検や必要に応じた修理等を適切に実施している。 利用者の意見を反映し、適切な運営を行っていることから、指定管理者としての責務を果たしているといえる。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路城西御屋敷跡庭園 好古園
所 在 地	姫路市本町68番地
担 当 課	観光経済局姫路城総合管理室
設 置 目 的	姫路城を中心とする特別史跡地にふさわしい庭園として、内外の来訪者に静寂感のある憩いの場を提供し、都市公園姫路公園の新しい魅力を醸成するとともに、城周辺での回遊性を高める拠点的な役割を果たす施設であり、併せて歴史文化の香り高い風格ある都市づくりに寄与する
主 要 施 設	活水軒、潮音斎、双樹庵、渡り廊下、庭園（御屋敷の庭等）、管理事務所、他
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	12月29日、30日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和9年3月31日
管理運営業務	・入園料の徴収、減免及び還付に関すること ・好古園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・その他、好古園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	215,079,000円

3 施設の利用状況

	令和5年度	令和6年度	増減率	備 考
年間入園者料	530,295人	580,156人	109.4%	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月4日、令和6年7月19日、令和6年10月9日、令和6年12月12日 <評価理由と指導・改善状況等> (○) (○)		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

年4回のアンケートを実施した。

庭園の雰囲気については92%「満足」の回答であり、活水軒は72%以上、双樹庵は82%以上となり満足度は高いと評価できる。その他、意見・要望等については、「とてもきれいだった」、「癒されました」など満足された意見が多かった。一方、「茶室がわかりにくい」、「活水軒を利用したい」、「茶室で音楽を流してほしい」などの意見もあった。

6 総合評価

利用者へのアンケート調査の結果から、利用者の満足度は高く、適切なサービスの提供がなされていると判断できる。依然、インバウンドにより外国人の入園者数が増加傾向にあり、過去最多の28万人を越え、入園者数も58万人を超え過去最多となったなど積極的な情報発信等の結果と評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市体育施設（13施設）	
所 在 地	姫路市中地453番地	（姫路市立総合スポーツ会館）
	姫路市西延末90番地	（姫路市立中央体育館）
	姫路市花田町加納原田813番地	（姫路市立球技スポーツセンター）
	姫路市飯田540番地	（姫路市立姫路球場）
	姫路市豊富町豊富3910番地1	（姫路市立豊富球場）
	姫路市飾磨区中島2558番地	（姫路市立中島野球場）
	姫路市白浜町灘浜8番地	（姫路市立灘浜野球場）
	姫路市広畑区鶴町一丁目56番地	（姫路市立広畑野球場）
	姫路市白浜町甲912番地1	（姫路市立白浜新開野球場）
	姫路市林田町上構343番地2	（姫路市立林田グラウンド）
	姫路市中地377番地1	（姫路市立陸上競技場）
	姫路市増井新町二丁目12番地	（姫路市立花北体育館）
	姫路市西延末484番地	（姫路市立スケートボードパーク）
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室	
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。	
主 要 施 設	競技場・武道場・プール・野球場・球技場・テニスコート・グラウンド・多目的広場・陸上競技場、スケートボードパークほか	
開 館 時 間	屋内施設は午前9時から午後9時まで 屋外施設は午前9時から午後5時まで （ただし、ナイター設備のある施設は午後9時まで）	
休 館 日	12月28日から1月4日まで	

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日（3年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	416,821,000円

3 施設の利用状況

(1) 総合スポーツ会館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	9, 215回	71.7%	71,500人	個人使用・教室を含む
柔道場	2,314回	27.0%	19,453人	個人使用・教室を含む
弓道場	629回	14.7%	5,738人	個人使用・教室を含む
温水プール	11,778回	39.3%	68,094人	個人使用・教室を含む
剣道場	2,736回	31.9%	19,147人	個人使用・教室を含む
卓球場	—	—	16,166人	個人使用のみ
トレーニング ルーム	—	—	10,956人	個人使用、教室使用

(2) 中央体育館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
第一競技場	9,405回	73.7%	121,056人	個人使用・教室を含む
第二競技場	2,900回	68.1%	92,748人	個人使用・教室を含む
相撲場	731回	17.2%	1,972人	個人使用を含む

(3) 球技スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
球技場	2,971回	52.0%	46,681人	
野球場	737回	26.6%	9,269人	
テニスコート	6,387回	37.3%	17,820人	6面分
多目的広場	1,753回	30.7%	20,255人	

(4) 陸上競技場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	794回	28.2%	78,880人	個人使用含む

(5) 野球場及びグラウンド（姫路球場ほか6施設）

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
野球場	9,157回	34.5%	146,539人	

(6) 花北体育館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	3,459回	80.7%	27,140人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	1,116回	26.1%	4,971人	個人使用・教室を含む
トレーニング ルーム	—	—	3,297人	個人使用のみ

(7) スケートボードパーク

	利用回数	利 用 率	利用登録者数	備 考
野球場	—	—	2 6 3 人	初回利用時の登録者数

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)		A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)		A
＜評価理由と指導・改善状況等＞			

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年11月7日から12月27日にかけて、6施設（総合スポーツ会館、中央体育館、球技スポーツセンター、花北体育館、姫路球場、豊富球場）にてアンケート調査を実施した。

受付職員の対応について、「満足」、「やや満足」で約98%、スポーツ教室の指導内容について、「満足」「やや満足」で98%との回答を受けているため、利用者の満足度は非常に高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

また、姫路市スポーツ協会と連携して、利用者ニーズに合わせた幅広い教室事業を行うなど、施設の効率的な利用と自主財源の確保に積極的に努めていること等を総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営はおおむね良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	田寺・網干・広畑テニスコート
所 在 地	姫路市田寺東二丁目12番1号 (姫路市立田寺テニスコート) 姫路市網干区新在家1320番地4 (姫路市立網干テニスコート) 姫路市広畑区鶴町二丁目38番地 (姫路市立広畑テニスコート)
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	テニスコート
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	7,122,699円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
田寺 テニスコート	11,084回	64.7%	35,109人	6面分
網干 テニスコート	4,608回	40.3%	9,659人	4面分
広畑 テニスコート	12,280回	43.0%	37,060人	10面分

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月6日～2月28日にかけて、アンケート調査を実施した。 施設の満足度の、「大変良い」、「良い」を合わせた割合として、3施設の平均が約80%の回答を得ていること、また、職員の接客態度、電話対応の、「大変良い」、「良い」を合わせた割合として、3施設の平均が約90%の回答を得ていることから、総合的な利用者の満足度は高い。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。 早朝テニスやテニス教室、姫路市の農産物PRを絡めた大会等の自主事業が好評を得るなど、テニスの初心者から熟練者まで満足できる工夫が施されている。また、住宅街にあるテニスコートについては、騒音で近隣に迷惑をかけないことに注力するなど、総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	飾磨体育館
所 在 地	姫路市飾磨区細江104番地3
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	競技場
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	株式会社オーエンス
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	8,458,000円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	4,514回	68.1%	17,934人	12月から2月まで体育館LED照明設置工事のため休館

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目①）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（②）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（③）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（④）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（⑤）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（⑥）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（⑦）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年10月28日～11月28日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの印象に関する満足度では「良い印象」、「やや良い印象」、「どちらかといえば良い印象」の回答が約88%あり、総合的な満足度では「自分はぜひ利用したいと思うし、ほかの人にも教えてあげたいと思う」、「自分がぜひ利用したいと思う」「機会があれば利用したいと思う」の回答の合計が約99%となっており、非常に高い評価となっている。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

利用者のスタッフへの印象も良い印象を抱いている意見が多く、利用率が維持されていることなどから総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	夢前・香寺総合公園・安富スポーツセンター
所 在 地	姫路市夢前町神種1042番地 (姫路市立夢前スポーツセンター) 姫路市香寺町行重335番地 (姫路市立香寺総合公園スポーツセンター) 姫路市安富町安志673番地3 (姫路市立安富スポーツセンター)
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	体育館・グラウンド・テニスコート・野球場・武道館・多目的広場ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	株式会社オーエンス
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	59,606,354円（利用料金制）

3 施設の利用状況

(1) 夢前スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	2,536回	29.6%	7,874人	個人使用を含む
柔道場	150回	3.5%	1,424人	個人使用を含む
剣道場	38回	0.9%	421人	個人使用を含む
多目的ホール	59回	1.4%	682人	個人使用を含む
グラウンド	2,547回	29.7%	20,104人	
テニスコート	102回	2.4%	162人	1面分

(2) 香寺総合公園スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	4,818回	56.2%	29,911人	個人使用を含む

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	2, 8 7 1回	3 3. 5 %	2 9, 5 8 6人	
武道場	9 2 8回	2 1. 7 %	8, 3 9 4人	個人使用を含む
柔道場	9 4 7回	2 2. 1 %	7, 8 4 2人	個人使用を含む
野球場	8 6 7回	2 4. 6 %	1 6, 0 4 5人	
テニスコート	3, 8 4 8回	1 9. 2 %	8, 0 2 5人	4面分、壁打ち
多目的広場	4, 5 1 3回	5 2. 7 %	3 3, 6 3 9人	
卓球場	—	—	2, 7 1 6人	個人使用のみ
トレーニング ルーム	—	—	4, 7 3 4人	個人使用のみ

(3) 安富スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	1, 8 4 5回	2 5. 4 %	7, 4 6 1人	
テニスコート	1, 6 1 3回	1 8. 8 %	3, 9 0 4人	2面分
多目的広場	6 7 2回	1 5. 7 %	4, 3 5 5人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)		A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)		A

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年9月1日～9月30日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの評価では「満足」、「やや満足」の合計がともに約96%、総合的な満足度では、「満足」、「やや満足」の合計が95%以上となっており、利用者からの総合的な満足度は非常に高いものとなっている。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

民間独自のノウハウを活用し、新たな自主事業を提案するなど利用者増に向けた工夫を凝らしており、施設の修繕も積極的に行っていることなどから総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	香寺温水プール
所 在 地	姫路市香寺町香呂239番地1
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	公認プール（25m×6コース）及び可動床プール（25m×3コース）
開 館 時 間	午前9時30分から午後9時まで（日曜日は、午前9時30分から午後6時まで）
休 館 日	月曜日及び12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	なし（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
温水プール	—	—	65,362人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目①）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（②）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（③）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（④）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（⑤）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（⑥）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（⑦）		A
	・環境への配慮を行っているか（⑧）		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。（⑨）		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か（⑩）		A
	・人材の育成体制は整備されているか（⑪）		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か（⑫）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (13)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (14)	A

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年3月1日～令和7年3月31日にかけて、アンケート調査を実施した。

一般利用者については、窓口の対応については約82%から「満足」「やや満足」、施設については82%から「満足」「やや満足」となっている。

自主事業として実施している短期教室参加者については約88%から「大変満足」「満足」との回答を受けている。

また、令和6年度から市教育委員会が実施している自校外プール活用事業の対象施設となっており、生徒保護者からは約97%から「とても満足」「満足」の評価を得ている。

上記から、利用者の満足度は良好であると考ええる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

自主事業の水泳教室事業は多くの受講者がおり、民間のノウハウが十分に生かされ、利用者数や収益を増やして独立採算制を維持していることは評価でき、総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	家島B & G海洋センター外3施設
所 在 地	姫路市家島町真浦1732番地73 (姫路市家島B & G海洋センター) 姫路市家島町真浦1732番地63 (姫路市立家島運動広場) 姫路市家島町坊勢700番地24 (姫路市立坊勢スポーツセンター) 姫路市家島町坊勢768番地 (姫路市立坊勢運動広場)
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	グラウンド・プール・テニスコート・体育館・多目的広場・艇庫ほか
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	家島坊勢スポーツ&マリンライフマネジメント共同事業体
指 定 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日（3年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	97,367,000円（利用料金制）

3 施設の利用状況

(1) 家島B & G海洋センター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	433回	5.9%	2,906人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	103回	2.8%	1,055人	個人使用・教室を含む
温水プール	2,453回	11.3%	4,506人	個人使用・教室を含む 8～12月はプール棟 改修工事のため使用不可
艇庫	—	—	1,098人	個人使用のみ

(2) 家島運動広場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
テニスコート	365回	5.0%	1,868人	2面分
グラウンド	276回	7.5%	2,900人	

(3) 坊勢スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	4 1 4 回	5. 7 %	4, 8 9 1 人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	6 9 回	1. 9 %	3 2 2 人	個人使用・教室を含む
温水プール	2, 3 7 6 回	1 0. 8 %	7, 6 9 3 人	個人使用・教室を含む
テニスコート	1 0 7 回	1. 5 %	3 7 8 人	2 面分
グラウンド	1 1 2 回	3. 1 %	1, 9 1 4 人	

(4) 坊勢運動広場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	0 回	0 %	0 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)		A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)		A
<評価理由と指導・改善状況> ③ 当初事業提案にあった利用者促進案の一部が実施されていない。実施に向けた検討を行うよう指導した。 ⑥ 提案のあった自主事業の一部が未実施である。実施するよう指導を行った。			

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

家島施設については令和6年5月1日から10月31日にかけて、坊勢施設については、令和7年3月1日～3月31日にかけて、アンケート調査を実施した。

家島施設については、施設を利用した感想としてほとんどの回答者が「良い」「普通」と回答しており、スタッフの対応についてほとんどの回答者が「良い」「普通」と回答している。坊勢施設については、施設を友達や家族に薦めたいかとの問いに概ね好意的な回答が寄せられている。よって、総合的な利用者の満足度は高いといえる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、概ね適切に管理運営が行われていると判断できる。

民間ノウハウの導入が図られたことにより、教室事業が充実したことに対する評価もある。総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	手柄山温室植物園
所 在 地	姫路市手柄93番地
担 当 課	観光経済局手柄山平和公園整備課 緑の相談所
設 置 目 的	市民の植物に対する知識の普及を図るとともに、市民に憩いの場を提供する。
主 要 施 設	大温室、小温室、サギソウ栽培温室、ロックガーデン
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで
休 館 日	金曜日（金曜日が休日のときは、その前営業日） 12月29日から1月1日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和6年 4月 1日 ～ 令和9年 3月31日
管理運営業務	入園料の徴収、減免及び還付に関すること 温室植物園の施設及び設備の維持管理を行うこと 姫路市立手柄山温室植物園条例第2条の2各号に掲げる次の事業を行うこと ・植物の育成、栽培及び展示を行うこと ・植物に関する資料を収集し、及び作成すること ・植物に関する展示会、講習会等を開催すること ・その他温室植物園の設置の目的を達成するために必要な事業
指定管理料	79,022,000円

3 施設の利用状況

	R5 入園者数	R6 入園者数	増減率	備 考
年間入園者数	42,523人	38,033人	-10.6%	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月9日他 日頃の業務の中で月に2～4回程度施設を訪れており、その都度施設の状況や職員の様子を観察している。 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アンケートコーナーを設置しており、令和6年度は834件を回収した。好意的な意見が多く、アンケートの質問に5段階の評価があり、特別展示、常設展示についてそれぞれ「非常によい」が68.9%、62.6%。「よい」が20.5%、26.3%だった。批判的な意見としては、駐車場が遠い（満車であったため入園をしなかった）など施設面の意見があった。

6 総合評価

施設が小規模であるうえ、開園後40年超が経過して老朽化が著しい中で、修繕が必要な箇所が年々増加している。令和5年度は「牧野富太郎ゆかりの植物展」がテレビ効果もあり、入園者数、入園料共に大きく増加につながった結果、令和6年度の入園者数は約10%減少した。しかし、近年少しずつではあるが、着実に来館者増への取り組みが結果として表れている。より魅力のある植物園づくりをしようという意識が随所に見られ、アンケート調査の結果からも利用者の満足感につながっている。また、希少種の調査、保存等の調査・研究も継続的に実施し、展示会の開催等啓発も行っており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路みなとドーム
所 在 地	姫路市飾磨区細江1228番地2
担 当 課	観光経済局 商工労働部 産業振興課
設 置 目 的	スポーツ・レクリエーションが楽しめ、展示会やイベントにも利用できる場を提供することにより、姫路港の活性化を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	アリーナ、第1ミーティング室、第2ミーティング室、更衣室、シャワー室
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	・毎月第2火曜日（ただし、該当の火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日等） ・12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・ドームの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、ドームの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	28,156,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
アリーナ	6,720回	82%	26,860人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。(9)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か(10)	A
	・人材の育成体制は整備されているか(11)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か(12)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か(13)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか(14)	A
<実地調査日> 令和6年4月19日、5月17日、6月19日、7月25日、8月23日、9月21日、10月27日、11月20日、12月25日、令和7年1月21日、2月20日、3月24日 上記のほか、毎月の月例報告の際に業務内容のヒアリングを行い、実施確認を行っている。 <評価理由と指導・改善状況等> (6) 準備不足により自主事業を一部実施できなかったものがあったことから自主事業実施に関連するスケジュール確認を徹底するよう指導した。 (7) 令和6年4月1日から使用料金が増額改定したことに対して、施設使用者へ丁寧な案内、説明を行うことで施設使用者の不満を最小限に抑えることができた。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年12月21日から翌月27日にかけて、施設利用者（一般スポーツを主とする）計101人からアンケートの結果を得た。 総合的な満足度（満足とやや満足の割合）は68.8%、総合的な不満度（不満とやや不満の割合）は4.8%であり、昨年度の同種調査結よりもやや悪化した結果である。 不満・やや不満の割合が高い項目としては、「使用料金の増額改定」「アリーナ人工芝」「明るさ」が挙げられる。 一方、「施設利用のしやすさ」「館内利用方法のわかりやすさ」「職員の接遇、説明のわかりやすさ」「設備、備品の清掃、手入れ」等については高い満足度を得ている。

6 総合評価

施設の稼働率が感染症拡大以前に回復しつつある中、施設利用や職員の接遇について利用者の満足度が高いことから、丁寧な対応が実施されていることが伺える。 また、施設の維持管理についても、設備点検や備品修復など適切に実施されており、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価できる。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市勤労市民会館
所 在 地	姫路市中地354番地
担 当 課	観光経済局 商工労働部 労働政策課
設 置 目 的	勤労市民の文化と教養の向上及び福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	1階 ロビー、管理事務所、展示室 2階 会議室（1室）、料理教室 3階 会議室（4室）、和室（2室）、茶道教室、音楽教室、談話コーナー 4階 大会議室、会議室（2室）
開 館 時 間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	①毎週火曜日（火曜日が休日に当たるときはその翌日、火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日） ②12月28日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社ビケンテクノ
指 定 期 間	平成31年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日（6年間）
管理運営業務	姫路市勤労市民会館条例第22条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・会館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、会館の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	46,020,000円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大会議室	250回	27.8%	24,623人	
第1会議室	215回	23.9%	3,595人	
第2会議室	129回	14.4%	1,808人	
第3会議室	219回	24.4%	3,871人	
第4会議室	165回	18.4%	3,142人	
第5会議室	210回	23.4%	1,834人	
第6会議室	282回	31.4%	10,830人	
第7会議室	229回	25.5%	8,836人	
第1和室	143回	15.9%	1,393人	

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
第2和室	136回	15.1%	1,248人	
茶華道教室	199回	22.1%	2,249人	
料理教室	38回	4.2%	1,430人	
音楽教室	30回	3.3%	553人	
展示室	106回	11.8%	12,423人	
合 計	2,351回	18.7%	77,835人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月23日、7月8日、8月6日、10月3日、12月28日、令和7年3月5日 <評価理由と指導・改善状況等> (④) 今ある施設を漫然と管理運営するだけでなく、利用者ニーズを把握し施設の効用を最大限発揮するよう努めている。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年1月12日から令和7年2月10日までアンケート調査を実施した。 駐車場が少ないことや閉館に関する意見があったものの、窓口対応への評価など、利用者の満足度は全体的に高く、概ね良好と解する。
--

6 総合評価

丁寧な窓口対応などで全般的に利用者の満足度が高くなっており、適切な利用者サービスを提供できていると判断できる。施設の維持管理についても、空調設備の運転を気温や利用状況に応じて変更するなど、エネルギー面にも配慮した効率的な運営を行う等、適切に実施している。隣接施設との調整や受動喫煙防止など適切に行い、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	キャスパ地下駐車場
所 在 地	姫路市西駅前町88番地
担 当 課	都市局 まちづくり部 都市計画課
設 置 目 的	中心市街地における自動車の駐車需要に応じ、道路環境の改善と市民生活の利便を図る。
主 要 施 設	平面駐車場 駐車可能台数 124台
開 館 時 間	午前7時から午後11時
休 館 日	無休（ただし、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	タイムズ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
管理運営業務	・駐車場の運営に関する業務 ・駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	35,748,967円

3 施設の利用状況

	利用台数
令和6年度	190,171台

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。(⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か(⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか(⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か(⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か(⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか(⑭)	A
<実地調査日> 令和7年3月4日 <評価理由と指導・改善状況等> —		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

指定管理者は令和7年2月1日～令和7年2月28日の間に対面方式でアンケート調査を実施し、100通の回答を得た。

係員のサービス・接客態度について「非常に良い」「良い」「普通」で100%となり、「悪い」の回答はなく良好であった。全体の満足度についても「満足」・「普通」が98%を超え、利用者からは一定の評価を得ているものと思われる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、現地確認、アンケート調査などから、利用者サービスは適切に提供できていると判断できる。全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	大手前地下駐車場
所 在 地	姫路市本町、西二階町及び白銀町
担 当 課	建設局 道路管理部 道路総務課
設 置 目 的	中心市街地における道路交通の円滑化と都市機能充実を図る
主 要 施 設	平面駐車場 駐車可能台数 153台
開 館 時 間	午前7時から午後11時
休 館 日	無休（ただし、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	タイムズ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
管理運営業務	・駐車場の運営に関する業務 ・駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	37,810,000円

3 施設の利用状況

	利用台数
令和6年度	59,762台

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目①）	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（②）	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（③）	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（④）	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（⑤）	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（⑥）	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（⑦）	A
	・環境への配慮を行っているか（⑧）	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。（⑨）	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	B
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年12月20日、令和7年1月13日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑩)設備の不具合に関する報告について、指定管理者内での伝達に時間がかかり市への報告が遅くなる事案があったため、遅滞なく状況を報告するように指導した。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月1日から2月28日にかけて利用者を対象としたアンケートを実施し、98人から回答を得た。場内の清掃や、係員のサービス・接客態度については概ね良好であった。

「利用者の満足度」についても「満足」と「普通」の合計が96%であることから、利用者の満足度は高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査の結果等から利用者サービスは適切に提供できていると判断できる。また、令和6年度の利用台数は令和5年度と比較して373台増加し、料金収入は約178万円増加しており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市道路附属物自転車等駐車場（４施設）		
所 在 地	姫路市南町	（姫路駅前中央地下駐輪場）	
	姫路市西駅前町	（姫路駅西地下駐輪場）	
	姫路市白銀町及び西二階町	（大手前地下駐輪場）	
	姫路市御国野町御着３２３番地５	（御着駅前自転車置場）	
担 当 課	建設局 道路管理部 道路総務課		
設 置 目 的	駅周辺道路等における放置自転車の抑制と、自転車利活用の推進を図るため		
主 要 施 設	姫路駅前中央地下駐輪場	地下式駐輪場	自転車・原付２，０１７台収容
	姫路駅西地下駐輪場	地下式駐輪場	自転車・原付８０４台収容
	大手前地下駐輪場	地下式駐輪場	自転車・原付３６９台収容
	御着駅前自転車置場	平面式駐輪場	自転車・原付・自動二輪６５０台収容
開 館 時 間	姫路駅前中央地下駐輪場	午前４時３０分から翌日午前１時３０分	
	姫路駅西地下駐輪場	午前４時３０分から翌日午前１時３０分	
	大手前地下駐輪場	午前７時から午後１０時	
	御着駅前自転車置場	午前６時から午後１０時（入退場は２４時間可能）	
休 館 日	無休（ただし、自転車等駐車場の補修その他特に必要があるときは、自転車等駐車場の全部又は一部の供用を休止する）		

2 指定管理者

指 定 管 理 者	センターパーキング姫路
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
管理運営業務	・自転車等駐車場の運営に関する業務 ・自転車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、自転車駐車場の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	82,802,144円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	備 考
姫路駅前中央地下駐輪場	600,273台	82.9%	定期利用者を含む
姫路駅西地下駐輪場	285,488台	97.7%	定期利用者を含む
大手前地下駐輪場	64,707台	47.9%	定期利用者を含む
御着駅前自転車置場	172,777台	72.6%	定期利用者を含む

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年6月5日、6月27日、10月25日、11月15日、令和7年1月14日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

10月に利用者アンケート（配布数1,882、回収409）を行ったところ、高評価の割合が、接遇態度については77.7%、満足度については72.9%に上るなど、利用者から高い評価を得られていた。一方、施設や設備について、老朽化を指摘する意見があり、修繕等を適切に行う必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況およびアンケート調査結果から、利用者サービスは適切に提供されていると判断できる。特に、清掃や従業員による積極的な声掛けは利用者から高い評価を得ている。また、電動空気入れの設置や自転車無料点検の実施など、利用者の利便性を高める取り組みも大変好評である。全体として、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市自然観察の森
所 在 地	姫路市太市中9 1 5 番地6
担 当 課	建設局公園部公園緑地課
設 置 目 的	身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、もって自然保護思想の普及及び向上を図る。
主 要 施 設	ネイチャーセンター、ネイチャートレイル（自然観察路）、観察小屋、四阿（あずまや）、展望デッキ、芝生広場、便所、駐車場、北山管理棟、相野ポンプ場、車庫、管理用通路
開 館 時 間	午前9時から午後4時30分
休 館 日	・月曜日（月曜日が休日に当たるときはその翌日、月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日） ・12月28日から翌年1月4日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市自然観察の森条例第3条各号に規定する事業 ・自然観察その他自然に親しむ学校教育及び社会教育活動の指導及び啓蒙 ・自然環境の調査及び研究 ・自然保護活動の育成及び指導 ・自然観察の森の施設及び設備の維持管理業務 ・その他、自然観察の森の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	40,915,000円

3 施設の利用状況

館内	7,945人			
館内（内訳）	一般利用	3,302人	大人	4,249人
	団体利用	3,450人	中学生	58人
	行事参加	1,193人	小学生	3,113人
	視察	0人	幼児	525人
館外	27,424人			
合計	35,369人			

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月22日、5月28日、7月3日、7月17日、7月25日、7月30日、9月12日、9月17日、12月2日、12月11日、令和7年3月3日、3月12日、3月19日、3月23日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑤,⑧) 伐採した木材や竹を利用した自主事業等を行い、効率化や環境への配慮を図っている。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1年を通じて施設内の四阿や管理棟に設置したアンケート用紙にて321名の回答を得た。施設の総合評価は、5段階評価で4.7だった。自然に触れることによる心地よさに対する評価が高い。一方、園路の舗装化や各所へのトイレの設置、東屋やベンチの増設など利便性向上を求める声もある。老朽化した施設について修繕等を適切に行うとともに、自然にどこまで手を加えるのか、本施設の魅力である自然環境に配慮した対応が求められる。

6 総合評価

本年度の利用者総数は35,369人で、昨年と比べて、558人増加した。

一方、自主事業において館外事業・館内事業ともに本施設の特徴である自然環境を生かした体験型の事業を行うなど、参加者、特に子どもの五感を育む取り組みを行っている。ナラ枯れによる伐採木を薪化し活用するなど、自然を相手に難しい面もある中新しい取り組みを重ねており、指定管理業務は良好であると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	桜山公園
所 在 地	姫路市太市中915番地5
担 当 課	建設局公園部公園緑地課
設 置 目 的	豊かな自然環境の中でスポーツその他のレクリエーションを通じて、健康増進への寄与及び自然環境保護の意識向上を図るため
主 要 施 設	芝生広場、お弁当広場、展望広場、四阿（あずまや）、便所、管理倉庫、園路、駐車場
開 館 時 間	終日
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市立公園条例第33条の6各号に規定する業務 (1) 同条例第4条第1項及び第2項の許可に関する事 ・行為許可 ・行為許可の変更 (2) 同条例第16条第1項に規定する(1)に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事 (3) 維持管理業務 (4) その他、桜山公園の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	10,885,000円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
一般利用者（大芝生広場）	57,740人	
一般利用者（大芝生広場）	26,253人	
一般利用者合計	83,993人	
団体利用件数	34件	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年4月22日、5月28日、7月3日、7月17日、7月25日、7月30日、9月12日、9月17日、12月2日、12月11日、令和7年3月3日、3月12日、3月19日、3月23日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑨) 桜山公園で竹あかりをライトアップするイベントが実施される中で、地元自治会と協力し地元名産の竹の間伐材を再利用し、近隣小学校の児童から作品を募集するなど積極的にイベントに関わっており、地域の住民と密に連携・協働を図っていると考えられる。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アンケート調査を実施し、用紙にて310名の回答を得た。 施設の総合評価は、5段階評価で4.1だった。主な交通手段としては自家用車がほとんどであり、「駐車場を広げてほしい」などのアクセス方法への意見が挙げられている。また、芝生広場に鹿のフンが落ちていることに関する意見もあり、自然を感じながらも快適な空間の提供が課題であると考えられる。

6 総合評価

アンケート調査において、「職員対応」「施設の快適性」とも「満足」の回答がほとんどであり、日常の施設管理は非常に良好に行われている。 桜山公園でイベント開催がある際には、駐車誘導の補助をしたり公園占用状況の巡回をしたり、円滑なイベント開催に積極的に協力している。疑念があればすぐに相談するなど責任を持って業務にあたっており、良好に指定管理業務が行われていると評価する。

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	図書館分館及びホール（8施設）
所 在 地	姫路市飾磨区下野田1丁目1番地（飾磨分館、飾磨分館ホール） 姫路市網干区垣内南町1429番地6（網干分館、網干分館ホール） 姫路市広畑区正門通三丁目7番地（広畑分館、広畑分館ホール） 姫路市安富町安志1151番地（安富分館、ネスパル安富ホール）
担 当 課	教育委員会 生涯学習部 城内図書館
設 置 目 的	資料の閲覧展示・レファレンスや館外貸出、会議室等貸出
主 要 施 設	図書館開架室、おはなし室、貸ホール、貸会議室
開 館 時 間	図書館部分 午前10時から午後6時まで ホール部分 午前9時から午後9時まで ※安富は午後10時まで
休 館 日	図書館部分 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合火曜日）年末年始、館内整理日 ホール部分 年末年始

2 指定管理者

指 定 管 理 者	光栄産業株式会社
指 定 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）
管理運営業務	・姫路市立図書館条例第3条各号に掲げる事業（第1号にあっては図書館資料の収集、分類及び目録の整備を、第3号にあっては自動車文庫の巡回を除く。） ・施設及び設備の維持管理に関すること ・使用許可に関すること ・利用料金の徴収、減免及び還付に関すること ・施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	139,283,528円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	貸出冊数
飾磨分館	147,152冊
網干分館	115,435冊
広畑分館	226,612冊
安富分館	32,966冊

	利用回数	利用率
飾磨分館ホール	1,660回	38.60%
網干分館ホール	1,886回	22.00%
広畑分館ホール	943回	22.00%
ネスパル安富ホール	1,384回	25.70%

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和7年1月31日 <評価理由と指導・改善状況等> (④) 図書館の運営にかかる問題点については、連携会議等で積極的に問題定義を行うなど、業務適正化の意識が高い。 (⑭) 個人情報は施錠できるキャビネット内に保存している。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年11月1日から12月27日までアンケートを実施した。 職員の対応、館内の利用についての問いでは、「満足」が平均61%、「やや満足」を合わせると平均91%という結果であった。利用者意見も概ね肯定的であり、要求されるサービスについて、概ね基準を満たしていると判断される。

6 総合評価

図書館およびホールの運営は適切に行われており、アンケート結果から見ても高いサービス水準を維持している。 また、施設管理についても、適切に管理を実施できる人員を配置している。 これらのことから、指定管理者による施設の運営管理は良好であると判断する。
--

令和6年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	広畑トレーニングルーム
所 在 地	姫路市広畑区正門通三丁目7番地
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興及びレクリエーションと心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため。
主 要 施 設	トレーニングルーム
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで
休 館 日	12月28日から1月4日まで

2 指定管理者

指定管理者	光栄産業株式会社
指 定 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行う事 ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認める事
指定管理料	10,202,818円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
トレーニング ルーム	—	—	7,378人	個人使用のみ
多目的 ルーム	1,272回	29.7%	8,834人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目①）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（②）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（③）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（④）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（⑤）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（⑥）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（⑦）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和7年2月16日～3月15日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの対応については、全員が「大変良い」「良い」「普通」との回答であり、また、今後の利用については、全員が「また来たい」「機会があればまた来たい」との回答となっており、総合的な利用者の満足度は高いものとなっている。

一方で、トレーニングマシン、器具の充実等に関する要望が寄せられているため、今後とも計画的な整備を検討していく必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

平成30年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した利用者増に向けた努力を行っており、利用率も指定管理導入後、徐々に増加していることから、結果として効果が表れてきている。指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。